

町長の動き **11月** 11月1日～11月30日

- 1日 庁議、香取健康福祉センター運営協議会（香取市）
- 7日 県緑化推進委員会理事会（千葉市）
- 8日 圏央道建設促進県民会議（千葉市）
- 10日 県町村会役員会（千葉市）、地下水サミット（芝山町）
- 16日 全国町村長大会（東京都）
- 17日 県更生保護大会（香取市）
- 18日 航空安全祈願祭
- 19日 (株)発酵の里臨時株主総会
- 21日 道の駅経営会議、副知事・部局長等と市町村長との意見交換会（香取市）
- 22日 県町村会定例会（千葉市）
- 25日 北総東部土地改良区推進協議会（香取市）
- 29日 合同紐解き祝
- 30日 県市町村総合事務組合議会定例会（千葉市）

1月1日～1月31日保健・介護行事予定

1月

保健事業

- 健康相談
10日(火) 13:00～15:00 一般町民対象
- すくすく相談（育児相談）※要予約
18日(水) 10:30～15:30 ☎②1603
- 1歳6か月児・3歳児健康診査
27日(金) 13:00～13:30受付
対象・平成27年6月～7月出生児
・平成25年6月～7月出生児

介護事業

- 発酵カフェ
16日(月) 10:00～12:00
神崎ふれあいプラザ（集団指導室）
- 元気あっぷ教室（本宿3・本宿4地区）
18日(水) 10:00～12:00 65歳以上が対象
きたふれあいセンター

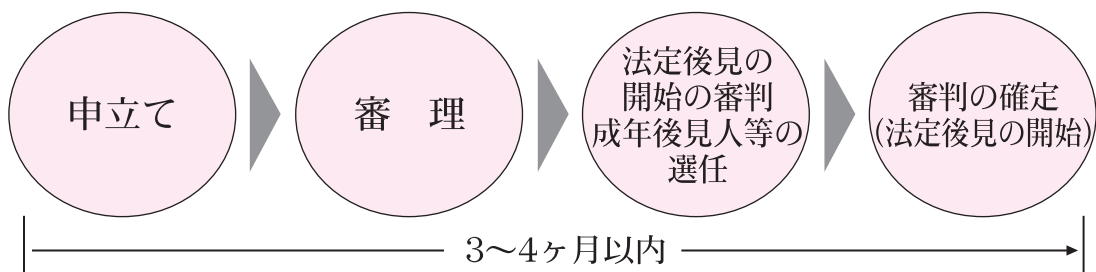
☆保健事業の会場は神崎ふれあいプラザです。

★発酵の里さらさら健康メモ★ 成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった方の金銭管理や日常生活（日用品の買い物等は除く）の支援等を本人の代わりに行います。

実際に後見制度を利用するには、申し立てが必要になります。

申し立てから開始までの手続きの流れの概略



申し立てができる方・・・本人・配偶者・4親等内の親族
検察官・市町村長等
申立費用・・・申し立てする方によっても異なりますが、約1万5千円から10万程度



審判が確定し後見が開始すると、判断能力が低下した本人に代わり、書類の手続きや契約、金銭管理等の行為を行うことができます。また、本人が行った契約等の行為を取り消すこともできます。

詳しくは、神崎町地域包括支援センター（☎②1607）までお問い合わせください。